

平成27年7月27日

第38回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第38回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年7月27日（月曜日）午前9時00分開会

---

出席委員（16名）

委員長 志賀勝利君

副委員長 鎌田礼二君

委員 浅野敏江君

嶺岸淳一君

香取嗣雄君

西村勝男君

志子田吉晃君

佐藤英治君

伊勢由典君

小野幸男君

田中徳寿君

阿部かほる君

菊地進君

伊藤栄一君

小野絹子君

曾我ミヨ君

---

欠席委員（1名）

高橋卓也君

---

説明のため出席した職員（なし）

---

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 事務局 主幹 佐藤志津子君

議事調査係 長 鈴木忠一君 議事調査係 主事 片山太郎君

---

会議に付した事件

1. 100条委員会調査報告書について

午前9時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、高橋卓也委員の1名であります。また、田中徳寿委員より遅参する旨の報告がありましたので、報告いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。なお、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

これより議事に入ります。

100条委員会調査報告書の件を議題といたします。

本件は、去る平成27年7月16日木曜日に開催されました本委員会において審議された内容について、事前にご配付しております報告書案のとおり、項目1「調査の趣旨」から項目8「委員派遣」並びに項目10「証言等の拒否等」から項目12「調査経費」については事務局が修正し、項目9「調査内容と結果」については、前回の委員会を踏まえ委員長が案を修正し、(3)調査事項(問題点)に対する改善意見として①から⑩まで事務局が項目ごとに意見を記載しております。

本日は報告書の根幹となります、項目9について、さらに内容の検討をお願いしたいと思います。

それでは、各委員からのご発言をお願いいたします。

その前に、前回の委員会でご意見が出されたことと、それからあと一応弁護士さんのほうに確認する事項が3件ほどありましたので、その件についてご報告いたします。

まず、報告書への個人名の記載についてであります。弁護士さんの見解といたしましては、誰の発言か、誰の業務かを示さないと理解が難しく、報告書に個人名が出されたことによる不利益はないものと考えことから、名誉毀損には当たらないと考えるという見解が示されております。

それから、2つ目として、株式会社晃信建設の資金繰りへの言及については、和田野証人に対し、経営が逼迫している印象を与えるものではないことから、問題ないと考えするという見解が示されています。

それから、3つ目の連絡協議会の事務手数料への言及についてであります。1%の事務手数料については連絡協議会内部の問題として今後解明が求められるべきと考えということ

で、捜査という文言については犯罪性を想起させるため適当ではないというような見解をいただいております。

この見解に基づいて文言の修正を行っております。

では、安藤事務局長。

○安藤議会事務局長 ただいまご配付しております厚手の報告書の70ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、事務局で報告内容をまとめさせていただいたものでありますが、この⑦の「適切な人員配置を行わない市当局の対応について」という説明の中で、4行目でございますが、こちらに「業務遂行ができるよう災害時の業務体制の構築について検討を行いたい」という記載をしておりますが、こちらと次のページをお開きいただきたいのですが、11番でございます。71ページの⑩です。こちらに項目として「災害時における適正で公平公正な業務執行体制の確立」という項目がございますが、ここの説明で2行目の中ほどに「適切な業務執行体制の確立」という表現がありまして、これが先ほどご説明しました7番とちょっと説明的な用語が似通っているものですから、⑦につきましては、「災害時の人員体制の確保」というふうに改めさせていただきたいと考えております。⑦につきましては、人員配置についての、要するに問題点ということでございますので、こちらはあくまでも人員体制の確保にさせていただきまして、⑩につきましては全体的な業務施行体制でありますので、ここの表現をそのまま「適切な業務執行体制の確立」ということでお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

○志賀委員長 また、この前、幾つか文言の訂正についてご意見が出されました。そのところについての訂正箇所について、ちょっとお話し申し上げます。

7月24日の委員長訂正資料と右上に書いてあるタイトルの書類をちょっと開いていただきたいと思います。資料です。

まず、7月24日委員長訂正資料の11ページ、薄っぺらいほうですね。報告書。ここの部分で、上から1、2、3、4、5と、鈴木証人のことでここが偽証罪に当たる云々ということで一応前は書いたんですが、ここの部分についてはちょっと弁護士さんの見解をお聞きしたところ、ちょっとなかなかこれは確認しなければいけないこともあると。交通船が毎日使用していないということは、しているということはわかるんですが鈴木証人が浦戸に行っていない、交通船、台船については、こちらの塩釜の港で彼は確認できることなので、その辺

のところを確認する必要があるだろうということで、「毎日島に行っていないと証言した鈴木証人はどのようにして確認できたのでしょうか」と、「ここでも疑念が生じております」と。それで、「今後解明が必要と考えます」というところで文言を訂正させていただきたいと思えます。

それから、同じ資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど言いましたように、連絡協議会内部の問題と考えて、捜査ということではなくて、ここに、上から事務手数料1%に関する件ということで、この1、2、3、4、5行目からですかね。「なぜ隠す必要があったのか疑念の生ずるところであります」と。「事実、会計上は預かり金勘定として管理しなければならない科目です」云々かんぬんというところで、前回からこういう文言に訂正しております。

次に、印鑑の部分です。同じ資料の16ページをお開きください。下から1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11。下から11行です。印鑑についてもこの前ご指摘いただきまして、「この行為は公文書偽造にあたります」と。「市長自身が預かり知らないというのであれば、しっかりと調査の上72軒の業務指示書に押印した職員を市長名にて告発するよう当委員会として勧告いたします」という文言を入れさせてもらいました。

それから、次のページです。17ページ、上からまず2行目ですね。「2個ほど用意してあり代わりに」というところ、これは「代理者が押印していた」というふうにしてください。

それから、1、2、3、4、5、6、同じページの7行目ですね。7行目が、「日頃市民に対して市役所は提出書類の様式、日付、印鑑に厳しい所であるにも関わらず、役所内の管理機能が働いていないことは大きな問題であり、市当局の管理責任が問われるべきであり、しっかりと調査し責任の所在を明確にするよう勧告いたします」という文言も追加しております。

以上が、この前のご意見で出されたところに対する追加訂正箇所ということであります。

これを一応踏まえまして、各委員からのご発言をお願いいたします。なお、資料項目、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。嶺岸委員。

○嶺岸委員 4ページ、上から3行目のところ……。 (「マイク使ってください」「今の24日…」 「起立して」の声あり) 立ってですか、失礼いたしました。よろしいでしょうか。

誤字があったので、ちょっと。4ページの3行目の株式会社「晃建設」。

○志賀委員長 ああ、これですね。

- 嶺岸委員 それ、手直しをお願いします。
- 志賀委員長 はい、わかりました。抜けていたんですね。脱字ですね。（「晃信」の声あり）  
そのほかにございませんか。浅野委員。
- 浅野委員 語句の訂正ですと、1ページ目の……
- 志賀委員長 何ページですか。
- 浅野委員 1ページ目です。委員長報告訂正資料の1ページ目ですが、1、2、3、4、5、6、7行目です。「全員協議会を開催し、前回一致」の「前回」という字が間違っていると思います。
- 志賀委員長 ここですね。はい。
- 浅野委員 それから、最後のほうに「8月30日は当市の市長・市議会選挙を控えておりますことから」云々というのは、今回の調査報告のことに対して殊さらここに明示する必要はないと思いますので、削除をお願いします。
- 志賀委員長 一応、今そういうご意見が出ましたけれども。（「賛成です」の声あり）この件についてどうされますか。削除という形なんですが。嶺岸委員。
- 嶺岸委員 私もそうだと思います。選挙に関しては、この委員会は関係ないので、文言は省けると思います。
- 志賀委員長 では、今ここの部分、8月30日以降ということについて削除というご意見が出されましたが、このご意見で、削除という形でよろしいですか。ちょっとお諮りしたいと思いますが、ほかにご意見ございませんか。阿部委員。
- 阿部委員 この部分はやはり削除したほうがよろしいかと思えます。
- 志賀委員長 小野委員。
- 小野（絹）委員 委員長報告でこういうふうにしたというのは何かあったんだろうと思うんです。一つの区切りをここでしておきたいということで、この調査報告をこういう形でまとめさせていただいたということの中で出してきたんだろうと思うんですが、まとめた観点をちょっともう一回お聞きした上でと思います。
- 志賀委員長 一応、今回のこの報告の中では、全てが完結ではないわけです。やっぱり次回、改選後にもやはり託すべき問題が多々あります。そういったことで、道半ばでこういった報告をせざるを得ないということなので、その理由のためにこういった文言を入れさせていただいたわけですが。小委員会でも、いつまでやりますかということで常に議題にはなってい

たわけですが、結局選挙間近になってきてなかなかやり切れないというところもあって、こういった文言を入れさせてもらいました。志子田委員。

○志子田委員 私から。選挙という文言が適当でないということでございましたが、任期切れが近づいているのでというような形だったらよろしいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○志賀委員長 逆にどうですか。8月30日じゃなくて任期が9月……、いつでしたか。（「10日」の声あり）10日。では、逆にそっちを今の9月10日で任期が迫っているというふうにしますか。何かしらそれをうたっておかないと、ただ……（「一つの区切りというのはいいと思うんですけれども」の声あり）ええ。選挙という言葉が問題であればね。（「20ページの一番最後のほうに、同じような文言が書いてあるんですよ」「中段の下のほうに……」の声あり）これはだから、これは託すというところでのあれですから。（「だからこれは要らないんじゃないのか」の声あり）うん、なかなかその辺の理解がどうなのかなというものです。（「だから区切りということで、次の議会の」の声あり）佐藤委員。

○佐藤委員 きょうの特別委員会の内容につきましては前回、前回とはこの資料に基づいて、この報告がいいのかどうかというのをここで議論して決めていくという考えなのかどうか。その点まず1回目にお聞きしたいです。

○志賀委員長 ここで議論して決めなくて、どこで決めるわけですか。そこで決めます。

○佐藤委員 ここで決めるのね。

○志賀委員長 そのために前に意見をいただいて、それを今回訂正したものを出しているわけですから。佐藤委員。

○佐藤委員 きょうというか、渡されてから私も2日間かけてこれを読んだんですけども、この委員長報告、大変委員長も長文にわたって報告されていることに対しては大変ご苦労さんだなというふうに思っております。

ただ、この内容につきましては、今警察の捜査とかいろいろありました点については、私はきょういろいろこら辺も問題だなと言おうと思いましたがけれども、訂正がありましたのでそれはそれとしていいんですけれども、何か全体的にやっぱり委員長のまとめたのは、やっぱり主観的なものがすごく多いので、もしできたら小委員会で精査して、その上で出していただけないかなと思っております。というのは、この委員長報告というものは、やっぱりそういう主観的に入ってはいけないし、やっぱり議事とかあるいはまたそういう発言を中心に

書くべきであって、いろいろ先ほども選挙の8月30日とかいろいろ、こういう文言を入れるものではないという意味では、やっぱり小委員会できちっと精査した上で委員長報告の内容を諮っていただきたいということをぜひ強く要望いたします。

○志賀委員長 佐藤委員に申し上げます。この内容は、前回もお出ししています。前回にそういうご意見をいただくのでしたらいいんですが、今ここに来てそういう意見を言われても委員の皆さんは納得できないと思いますよ。皆さんが納得した上で、ここの部分を訂正してほしいということで私は訂正を入れているわけですから。それを最初から全部覆すという話になりますと、何のためにじゃあ7月16日にやったんですかという話になりますので。佐藤委員。

○佐藤委員 そういう説もあるんですけども、やっぱり委員長報告を渡されたけれども、前回につきましては相当この内容について議論があったわけでもないし、今回弁護士を通して指摘されている部分もありますし、先ほど私が申したように主観的な部分も大分あるので、そこら辺はやっぱり慎重に委員長報告の内容を精査した上で出すべきじゃないかなと思っております。

○志賀委員長 だから……。伊勢委員。

○伊勢委員 佐藤委員のおっしゃった「主観的」というのは当たらないと思います。これは当委員会が調査特別委員会を立ち上げて、質疑の中で確認してきたことであり、100条委員会で資料請求を踏まえた上で明らかになったことについて委員長がまとめたものであり、そこには一切の主観的な論拠は入っておりません。したがって、小委員会を開催するという必要性もないし、当委員会の委員会の中で必要な文言についてのさまざまなご意見を諮った上で、来る8月3日の臨時会の本会議の中での対応ということになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 小委員長として一言言わせてもらえば、小委員会でもいろんな議論があって、本委員会で皆様に渡されたこの資料を十二分に精査して、意見等訂正する部分があったら委員長に直接言って直してもらってください。

そしてあと、前回、西村委員から、ある業者の経営内容についてというのも、そういった意見を取り入れて弁護士さんのほうに相談に行って解決したというのを先ほど報告されたので、何ら問題はないと思います。

あとまた、訂正箇所、本日渡された3ページの津田証人の真ん中あたりの上にあるんです

が、津田証人の1、2、3、4、5、6、7、8、9と、「7月1日から」の下に「が」とありますが、この寒風沢の前の「が」が要らないと思いますが。よろしいでしょうか。

○志賀委員長 「が」というのは、これは「しかし」の意味でなっていたんです、私はね。「が寒風沢を担当した」と。

○菊地委員 要らないのでは。いいですか。

○志賀委員長 いや、それなら、「しかし」にしますか。わかりづらければ。

○菊地委員 いや、ごめんね。

あと、もう1点。これはあいつの間違いだと思うんですが、9ページの一番下。「ふぁいる」、平仮名でなっていますが片仮名にしたほうがいいかなと思っています。

○志賀委員長 これね。

○菊地委員 よろしいですか。

○志賀委員長 はい。

○菊地委員 一応、今のところそんなところで、あと内容的には前回示されたものと同じような内容なのでいいかなと思います。以上です。

○志賀委員長 一生懸命直していたつもりなんです。

ほかに。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほどの前段の前文のところ、8月30日に選挙が控えていると。これは言ってみれば選挙そのもの、改選があつて、新しい方々が次期の選挙でどうなるかというのは、あとは結果次第です。しかし、私たちとしては選挙直前まで、この間当委員会を立ち上げてやってきたことですから、これは必要な文言としてそのまま残したほうがいいんじゃないか。議論の中では9月10日までやりますかという議論もありましたが、しかし最終局面を迎えて、必要なことについて、選挙が控えているということでの一つの区切りとして、表現としては決して間違いではない。必要な調査委員会としての表現として、私は進めてもいいんじゃないかというふうに思います。

20ページのほうにも、次の選挙で新しい改選の方々に対しての表現もされておりますので、全体の流れとしては改選後の関係でも整合性がとれるのではないかというふうに私は思います。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 今の8月30日の前文のところですけども、これは選挙ではなくて改選とい

う感じのあれではだめなんでしょうかね。

○志賀委員長 改選ですか。

○小野（幸）委員 改選になるということを書いていただいて、一つの区切りとしてというそういうふうには書けばいいのかなど、意見としてちょっと皆さんの話を聞いて、そう書いたらまた違うのかなという感じは、私はいたしました。

あと、3ページが一番上で、「ちなみに膨大な量がいかほどの量になるか試算したところ」というところは、ちょっと要らないのかなというところで、ここも検討していただければなど思っています。

あと、もう一つが、5ページの「その連絡協議会事務局の役員企業」というところ……

○志賀委員長 どこですか。

○小野（幸）委員 下から1、2、3、4、……。14行目です。それで、「提出しない」というところまではいいんですけども、「ズサンな請求事務処理が明確になるので提出できない事態となっているものと」というところです。そういったところはどうなのかなという感じはして……

○志賀委員長 ここの部分ですね。

○小野（幸）委員 はい。

○志賀委員長 表現がね。

○小野（幸）委員 はい、表現ですね。

あと、もう一つが9ページが一番上ですけども、「発見できるはずである」ということで、「ズサンというよりも初めから改ざんありき、騒ぎになったことにより」というところと、「つじつまあわせの結果がこのような違いに現れているものと判断いたします」というところ、この辺をちょっと検討して、「この部分においても市当局はしっかりと調査をし、議会に報告を求める」というのはいいと思いますけれども、その前の段階のところ。もう少し表現がないのかなということで私はちょっと考えておりますので、検討をお願いしたいと思っております。

○志賀委員長 今、小野委員のほうからご意見がありました。

まず、3ページ目の「ちなみにどの程度のボリュームなのか」というところの判断。

それと、5ページの「ズサンな請求事務処理が明確になるので提出できない事態となっているものと考えます」という文言について。

あと、9ページの「ズサンというよりも初めから改ざんありき、騒ぎになったことにより、つじつまあわせの結果がこのような違いに現れているものと判断いたします」という文言の表現。これについてご意見が出されました。

それで、各委員、これについて、まず3ページの「膨大な量」というものについての説明を私なりに書いたわけですが、これが適当でないのかどうなのかと。やっぱりこの膨大な量を判断する場合に、どの程度のものなのかということをやっぱり市民の方に知っていただきたいためにこういうのをあえて載つけたわけで、ただ「膨大な量」というとどれだけの量なんだろうと。膨大なために全部処分したんだという話があったわけです。（「それは検討していただきたいと思います」の声あり）そういうことで、……（「これでいいというならば、それでいいと思います」の声あり）そうですね、はい。一応そういうことで、私としてはこういう表現にしたわけです。（「それだけの話ですので」の声あり）

だから、今、小野委員からこういった問題が提起されていまして、このままでいいのか、文言を訂正したほうがいいよというのか、この点についてお諮りしたいと思います。（「今の膨大な量ですか」の声あり）ええ、「膨大な量」というような表現を、適切か適切でないか、別の表現にするとか。小野委員。

○小野（絹）委員 「膨大な量」という言葉が出てきたのは、当時の調査の中で、証人喚問の中で千葉事務局長が発言していた言葉を捉えて言ったわけですね。「膨大な量」というのは。

○志賀委員長 そうですね。

○小野（絹）委員 ですから、委員長が「膨大な量」というのを特別に出したんじゃないで、これは既に証言の中で出された、「膨大な量となったので廃棄した」ということで出されたそのことについて、ちなみに膨大な量というのはいかほどなのかということだから、いいんじゃないかというふうに私は思います。

○志賀委員長 では、ここについてはこのまんまということによろしいですか。小野委員。

○小野（幸）委員 その次の「処分は証拠隠滅ではないかと考える」という部分では、この辺は。

○志賀委員長 この部分ですか。

○小野（幸）委員 ええ。

○志賀委員長 この部分ね。では、この「証拠隠滅ではないかと考えます」というところについて、もう一度提案されました。この点について、いかがいたしましょうか。浅野委員。

○浅野委員 先ほど佐藤委員のほうから、委員長の私的な思いがいろいろ入っているというご発

言がございました。今、小野委員のほうからもいろいろ今の部分だけでなくその後の部分も、やはり報告書というところにはなるべく冷静な表現があったほうが市民にも伝えやすいと思いますので、ぜひ多少のちょっと過激的な言葉は少し控えていただいて、例えば今の「証拠隠滅ではないかと考えます」というのは、証拠隠滅だと決定したわけでもありませんし、「と考えます」というのは委員長のお考えも入っているかと思しますので、膨大な資料はこの程度だということはそのとおりだとしましても、その処分が証拠隠滅ではないかと、そこに結びつけるのは私たちが決める中身ではないと思いますので、やはりこの部分は少し訂正願いたいなと思っております。

○志賀委員長 では、例えば浅野委員は、そういう書類を、証拠となる書類を処分したということについては、じゃあどういうふうにお考えになりますか。（「そういうことじゃないっていうの」の声あり）浅野委員。

○浅野委員 処分したということの事実についてどう考えるかと。処分したんだ、ああそう、処分したんだなとしか思いませんけれども、何のためにというその中身まで深く考えてはおりません。証拠隠滅のためだったと、そういったものはもう少しきちんとしたものが、今調査段階ですよ。ですから、そういったものが警察のほうでさまざまなものが出てきたときにそのような判断をすべきであって、私たちのほうではそういった事実をまず明らかに、事実だけを述べていけばいいと思っております。以上です。

○志賀委員長 そのほかご意見ございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 8月30日の選挙を控えているという表現は、……

○志賀委員長 今は、この証拠隠滅の話をしているんです。

○佐藤委員 そうですか。じゃあ、その後になります。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 「処分は」とだけ出ていると、あれ、というふうに思っちゃうから、廃棄したという処分ですね。千葉篤さんが書類を廃棄したと。廃棄したという仕方、それが処分ということで言っているんですね。ですから、そのところはもう少し、ただ「処分は」とだけなると証拠隠滅ではないかと考えるというのも、今言われた意見もあるのかなというふうに思いますが、そういう意味ではその前段に「廃棄したという処分の仕方は証拠隠滅になるのではないかと」という、「なるのではないかと」、「隠滅ではないか」。どちらになるか、その辺のところはあると思いますけれども、前段にちょっとつけてもらったほうがいいんでな

いかと思いますね。

○志賀委員長 「証拠隠滅に当たるのではないか」という表現ですか。言い切らないでね。「当たるのではないか」と。

○小野（絹）委員 廃棄処分のところね。

○志賀委員長 やわらかく、少しね。という意見が今、小野委員から出ました。それで、これについてまたひとつ。どうぞ。

○小野（幸）委員 もう1点。その下にも、「単なる証拠隠滅としか考えようがありません」というのがあるんですけども。その下にも、「単なる証拠隠しとしか」……

○志賀委員長 その下というと。

○小野（幸）委員 津田証人の会社、東華建設さんの下ですね。

○志賀委員長 津田証人……。

○小野（幸）委員 もっと下。その1、2、3、4、その5個下。「単なる」という……。

○志賀委員長 証拠隠しね。

○小野（幸）委員 これもやわらかくお願いしたい。

○志賀委員長 これもね、はい。

そうすると、まず先ほどの「証拠隠滅に当たるのではないかと考えます」という表現でよろしいですか、こいつはね。よろしいですか。じゃあ、それで決めさせていただきます。

それでは今、もう一度また小野委員のほうから、「単なる証拠隠しとしか考えようがありません」という文言に対して、これも……。どういうふうにしたらいいですかね。ご意見お願いいたします。ちょうど真ん中ぐらいです。「経営者としてこのような事務処理を許容していることに対し、驚きの念を感じるところであります」と。「単なる証拠隠しとしか考えようがありません」ということ言っているのですが、この「証拠隠しとしか考えようがありません」という表現を何とかならないかというところではありますが、いかがいたしますか。

何かいい表現はありますでしょうか。菊地委員。

○菊地委員 これは文言的に言うと、上の部分ですね。「更に自社の請求内容が分かるデータも一切存在していないという発言」があるというこの流れからきているのだから、こういった文言でもいいんでないかなと思うんですが。だって、一切存在していないんだよと、データも。だから、何で書類がないんですかと言ったら、破棄したなにしたと言ってデータも一切存在していませんということを証人が言っていたので、単なる証拠隠しというか、それとも

隠蔽としか言いようがないというふうな文言になるのかなと思います。

○志賀委員長 「書類の隠蔽」にしますか。（「ですね。それ、一切ないと言っているんだから」「書類がないから、隠蔽」の声あり）では、「書類の隠蔽」だったら、またね。（「隠蔽としか考えられない」「隠蔽でいいんじゃないか」の声あり）そうするとここを「書類の隠蔽」と。

では、一応この部分は「書類の隠蔽」ということでよろしいですか。（「異議なし」の声あり）では、そうさせていただきます。

そのほかに。菊地委員。

○菊地委員 恐れ入りますが、今、隠蔽のほうをやっていて……。18ページから19ページの上のほうなんですけど、まず⑩の「支払い等における過誤や適正処理について、監査導入を求める」云々というのがありますよね。そして、ここで数字のミス、ガレキ処理にかかわらず数字のミスとかそういうものを認めていたんですよ、証人は。それで、たしかこのときのやりとりとして、精算、訂正とか、金額の訂正とかそういうものが資料でも示されてきたものですから、それをどういうふうに事後処理をするかという、それが議会としても聞いたはずなんですよ。ただ、数字のミスを認めさせたただけけれども、その数字のミスとか、そのミスをどういうふうに今度議会に報告するかとまで聞いたはずなので、職員の数字のミスですね。あと、その精算、訂正を強く求めたと思うんですよ。そして、議会に報告してください。この全体的な流れだとミスとかそういうものがあつたんですけれども、あと外部監査導入しなさいよだけですから、やっぱりこれは議会にその結果の報告をしてもらわないと、「何百万円間違えましたよ。何千万円近く間違えました。あとは知りません」では、行政としての事務能力、事務管理のやっぱり欠如に見られるので、やっぱりそれは議会として強く求めていたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

○志賀委員長 そうするとこれは、こっちの厚いほうの69ページに、一応（3）の①塩竈市災害復旧連絡協議会の元役員の不誠実な対応や市当局のずさんな書類審査と管理についてというところに、「当局においては塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求内容について、月報等によるだけでなく、下請事業者からの日報や業務日誌、作業日誌等々、その根拠となる諸資料に基づき精査すべきものであると考える。今後は、数値の誤り等があるものはその修正を行うとともに、請求額及び支払い額等に影響を及ぼす場合には適切なものとなるよう事務処理を行われたい」ということで、改善意見ということで書いてあるんですが、この部分では足

りないですか。それとも、ここにもう一回つけ加えたほうがいいかということですか。

（「そうですね。こいつは……。委員長」の声あり）菊地委員。

○菊地委員 この厚地の69ページの（3）の①のは皆さんから市当局のずさんな書類の管理だよということで、不誠実な対応ということでの文言の報告にしますと。こっちのほうは、「支払い等における」ですから、ちょっとつけ加えてもらえば、より議会としてこういうこまいところまでやったんだよと。その上で、全体的に3番の①の不誠実な対応や市当局のずさんな書類審査と管理についての中での意見になるのかなと思っていましたので、そこまでこまかく言わなくてもいいというのであればいいんですけども、より明確にしたほうがいいかなと思っていましたので、せっかく小委員会等で議論したし、あと証人に質問もしていましたので、その辺も入れてもらおうと助かるかなと思っていました。

○志賀委員長 そうすると、外部監査は外部監査、依頼は依頼として、やっぱり市当局そのものももう一回再調査した上で、その差額について、その処分について、ちゃんと議会で報告してくださいという内容を、文言を追加したらどうかというご意見ですね。

○菊地委員 はい。ぜひそうしていただきたいと思います。

○志賀委員長 今のご意見について、どうでしょうか。そういうことを追加しますか。（「いいと思います」の声あり）したほうがいいということになりますか。（「外部監査」の声あり）外部監査は外部監査で要求しますけれども、そのほかにもやっぱり、それはそれとして、やっぱりもう一回そのミスが明らかになっている部分については市当局もちゃんと再精査して、その差額についての処分をちゃんとしてくれというところを、じゃあ追加するという形でよろしいですか。（「はい」の声あり）では、この文言については、あと委員長、副委員長に一任という形をお願いしたいと思いますので、それでいいですか。（「異議なし」の声あり）いいですか。追加の文言について、今の内容、市当局のほうにそういったミスの再精査をして、それでちゃんと議会で報告してくれ、しろという文言を追加するということで、あとは一応その趣旨に沿って委員長、副委員長で文言を考えてつくりたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）では、そういう形にさせていただきます。

それでは今度、もう一つ。それも小野委員、9ページですね。9ページの一番上。「ズサンというよりも初めから改ざんありき、騒ぎになったことにより、つじつまあわせの結果がこのような違いに現れているものと判断いたします」という文言なんですが、ここの点につい

て今度は審議させていただきたいと思います。

ここの部分は、ここだけ読むとあれなんですからけれども、その前段から、前のページからいくと、「連絡協議会はパソコンでデータを管理していた」という文言があるわけですね。データで管理してあれば、こういう問題は起こり得るはずがないわけでありまして。そうすると、じゃあその原因は何かといたら、「ズサン」という以外表現がないわけですよ。実際のところね。何のためにじゃあパソコンに入れていたんですかと。その数値、聞いた数を入れていたにもかかわらず、そこから出力した数字が全く違っているよということになると、そういう解釈以外、なかなか……（「改ざんありきというのが……」の声あり）まあね、改ざん……。 （「何かその辺が……」の声あり）ひっかかるということね。（「はい。「ズサン」はいいんですけれども」の声あり）菊地委員。

○菊地委員 この意見について、「初めから改ざんありき」というのもやっぱりあれなんですけど、その前段の8ページの「市への請求の根拠である資料別冊6」、この「資料別冊6」の前に「公文書」と入れてください。公文書の中の資料で……

○志賀委員長 その前の文言で一応「公文書」と入れているんですけれども。

○菊地委員 ええ。公文書別冊6、ここでも強く言ったほうがいいんでないですか。いいですか。

○志賀委員長 ここにも皆入れますか。

○菊地委員 いいですか。全部……。

○志賀委員長 一応、その6のところ、頭に「公文書資料別冊6」と入れていますので、その下に続けば理解いただけるのかなと思ってはいたんですが。

○菊地委員 わかりました。（「これはずさんというよりも、会計の不備という言い方」の声あり）

○志賀委員長 会計の不備ですか。（「ずさんというよりも、会計が不備だったということですよ」の声あり）不備なのですか。不備って……。不備の範疇に私は入らないと思うんです、これはね。不備というのはちょこちょことした間違いであって、パソコンにデータをちゃんと入れ込んでその数字をちゃんと請求の中に入れればいいだけの作業なんです。うん、だから結局改ざんありき以外ないわけですよ。だって、全く入りと出しを無視しているんですから。だってそれをやっていたら、全部合わなきゃいけないですよ。自分の小遣い帳をつけていて、入りと出を間違っていたら、そいつは……。そういうことだと思うんです。

ちょっと今、局長のほうから提案がありまして、「初めから改ざんありき」だけを抜いて、

それで「騒ぎになったことにつじつま合わせの結果は、このような違いにあらわれている」という表現でどうですかという、今局長から提案があったわけですが。いかがでしょうか。（「そのほうがいいんでないですか」の声あり）

ただこれは、騒ぎになったからつじつま合わせの結果、ではないんだよ。浅野委員。

○浅野委員 何度も申し上げるんですけども、今調査が入って、警察のほうでさまざまな調査が進んでいると思います。その中で、私たち特別委員会の中で、この中で聞いたこと、またその証言にあったことをここで報告するわけであって、ちょっと結論的に最初から改ざんありきというふうに私たちが結論づけてしまう報告よりは、やはりさまざまな資料とか、それから証言をいただいてそのことを市民の方に報告するわけであって、最初から改ざんありきかどうかというのは今警察のほうで調べてその結果出てくるものだと思いますので、そういった意味では私たちは、ここでいただいたそういった証言を皆様にそのまま報告するという形が一番妥当ではないかと思しますので、ぜひ結論を急がずに私たちはそのまま真摯に受けとめたものは出していきたく思いますので、お願いいたします。

○志賀委員長 では、このところを「ずさんな管理のもと、騒ぎになったことによりつじつま合わせの結果、このような数字にあらわれた」にしますか。（「それでよし」「いいんじゃないの」の声あり）

もう一度言います。「ずさんな管理のもと、騒ぎになったことによりつじつま合わせの結果がこのような違いにあらわれてきているものと判断いたします」というふうな一つの案ですけども、いかがいたしますか。これでよろしいですか。（「いいと思います」の声あり）

では、一応この部分についてはもう一度申し上げます。「ずさんな管理のもと、騒ぎになったことによりつじつま合わせの結果がこのような違いにあらわれているものと判断いたします」という文言に訂正するということをご了解いただきたいと思います。

以上で、小野委員から出された件はいいですね。

そのほかございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 後ろから2番目の部分の……

○志賀委員長 どののですか。

○佐藤委員 災害時、11番の……

○志賀委員長 ページをお知らせください。後ろから2番目じゃなくて。

○佐藤委員 71ページ、前の資料の71ページ。

○志賀委員長 薄いほうで今やっているんだよ。

○佐藤委員 後ろから2番目と言ったんだよ、私はね。19ページ。

11番の災害時における適正で公平な業務執行体制というもの、これは……

○志賀委員長 ⑩ですか。

○佐藤委員 先ほど安藤局長が書いた、事務局が書いた後の⑩というところですけども。

(「19ページ」「19ページの11番」の声あり) はい、11番。災害時における適正で公平公正な業務執行体制の確立についてということについて、その7行目か8行目のところ、ちょっと私わかりづらいし、またこれを入れていいのかどうか、これはある意味では志賀委員長の思い入れがすごくある文言の部分ですけども、「設立当初の趣旨の通り連絡協議会が連絡網の一元化だけの立場で業務を推進すれば業務配分の不平等も起こらなかつたし、非営利団体である連絡協議会が利ざやを稼ぐといった営利行為をすることもなかつたはずである」というこの文言があるんですけども、この意味と、じゃあどうすればよかつたのか。いわゆる営利を稼ぐことが悪かつたのかどうか。これは委員長の報告内容だし、委員長のいわゆる根本的な思いだと思うんです。これについてちょっとお話をいただけませんか。そして、これを私は削るべきかなと思っているんですけども、そこら辺も含めてお願いします。

○志賀委員長 どこだ、何言っているんだ。事実調査に対する改善……。 (「19ページの下です」の声あり) これは、別に連絡協議会は非営利団体ですからただそれだけのことであって、非営利団体であれば営利追求ができない。非営利団体は営利追求できないわけですから、営利業務は。それを実際やっていたわけですから。(「そのままでいいんだよ」の声あり) ええ。(「何も直すことはないんだ」の声あり) いいですか、佐藤委員。伊勢委員。

○伊勢委員 佐藤委員も当初の特別委員会で、能力なき社団と明確に質問して、当時の関係ではあなた自身がそういうふうに言っていたわけで、論点を考えればこれでいいんじゃないですか。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 じゃあ、この連絡協議会は、その営利行為はすべきでなかつたと書いてあるんですけども、じゃあ稼ぐといった営利行為をすることもなかつたと書いているんですけども、じゃあ連絡協議会はもう、いわゆるあくまでも非営利で無奉仕でやれという考えなのかどうかちょっとお聞きします。

○志賀委員長 非営利団体とは何か理解できていますか。非営利団体というのは営利行為できな

いんですよ。自分のところに利益を出せないんですよ。組合員に全部渡さなきゃいけないんですよ。ただ、どこまでも1%の事務手数料というのは、事務にかかるので、それは1%徴収した上でかかった費用を精算して、残ったものについては出した人に対して全部分配しているわけですから。そういうことなんですよ。わかりましたか。

○佐藤委員 契約をして、ちゃんと営利を行ったわけですので、この部分は僕は削除してもいいんじゃないかなと思うんですけども。

○志賀委員長 あのね、営利行為をしないという上で元請になっているんです。いわゆる権利能力なき社団というのは、営利行為ができない、しないという上で認められている団体です。それを営利行為をしていたということ、事実が出てきたんです。

○佐藤委員 それは契約後でしょう。

○志賀委員長 契約じゃなくて、そういう趣旨の目的で設立が認められているんです。営利行為はできないの。違反行為なんです。

○佐藤委員 そうですか、わかりました。

○志賀委員長 そういうことです。（「いいです。終わります」の声あり）

そのほかございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 文言の訂正です。簡単です。9ページのところの下段のほうから1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12行目のところ、「問い正す」というのは、「ただす」というのは「質す」かないしはこっちのほうの「糾す」。

○志賀委員長 文言ですね。漢字の。

○伊勢委員 これは正しいということになるので、表現は「ただす」と。漢字のほうのそちらに直していただければ。

○志賀委員長 はい、わかりました。

そのほかございませんか。（「なし」の声あり）いいですか。

では、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

---

午前10時01分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、100条委員会調査報告書の件については、各委員からの発言のありました内容のとおりとすることをご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。本委員会で調査中の付議事件について、これまでの審査の状況を本会議に報告したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。100条委員会調査報告書の内容につきましては、本日開催の本委員会において決定いたしました内容を委員会正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時02分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利